

ひとつお聞かせいただけませんか。総体的な数字が四十幾つというふうに出されておりましたけれども、共同住宅が幾つ、事業所等は幾つと。

従来からこの事業所の中に基地を含むというふうに解釈をされて適用して、拡大解釈をしてやっているわけですが、そういう点では事業所の数、これが適用されているものが幾つあるのか、ひとつお聞かせいただきたい。

それから、関連いたしますけれども、基地との協定で大口扱い、小口扱いを従来からやらないんだということですから、これは決して私こんな問題、納得するわけじゃないんですけれど、一日当たりの最大排出量三千七百十立方メートルだと言っておりましたね。これがきちっと今まで一度も破られずに守られてきたのかどうか。

例えば六十一年度の八月から九月にかけては二十一万四千立方メートルの排出があった。これは部長が三月議会で発表しましたね。そうすると、これは一日当たり三千五百八立方メートルに平均すればなるわけですね。そうすると、この協定で言っているところの最大排出量に対して九五%になっているわけですね。平均すれば九五%だからいいというふうに考えているのか。少なくとも私は、日々この下水道の排出量というのは変動があると思うんですね。それは五%かわりませんけれども、恐らく日によって一〇%前後の変動があるんじゃないんですか、平均近い。現在、九五%までいっちゃったときもあるわけですね。そうすると五%や一〇%の変動があると考えれば、最大排出量三千七百十立方メートル、これを超えていると思うんですね。超えた日も当然あると思うんですよ。そうすれば協定違反なわけですね。守られてなかったわけですね。そういう認識は一度も持ったことがないのかどうか。

私は、当然この三千七百十立方メートルというのはもうこれはもう超えちゃったというふうには、そういう日々が当然何日かあったと思うんですね。これは水道なら直ちにわかるわけですね、止めるということがあるけれども、排出なら排出さればなしになってしまふわけですが、それはしかし下水道の処理場との関連で、これはわざわざ三千七百十立方メートルと決めた意義はあると思うんですが、今日なくなってしまっているんじゃないかなと思うんですけれども、そういうふうなことでのこれに対する見解というか認識というか、その辺についてひとつお聞かせいただきたいと思っております。

それから、もう一つ、この二条二項、福生市下水道使用料条例、こうした形での条例を決めているところは余りないように思うんですが、そういう中で、二条二項のこういうものを挿入しているというのも大変少ないと思うんです

ね。同じ流域下水道を使っている羽村や青梅にしましても、こうした汚水の排出量を世帯ごとに認定できない共同住宅はなんていう、こういうくだりは下水道条例にないわけですよ。

だから、私さっき登壇して言いましたように、このような条例は、市民に減免する上では必要ないものなんです。他市でやってないんだから、つくってないんだから。青梅や羽村にはこういう規定はないわけですから。これは、だから私は再三申し上げていますように、基地だけを適用するためにつくった条例なんだということははっきりしているんですね。だから、私はこういう条例というのは市民のための条例なんですよ。ところが、市民のための条例でもないものなんだから、やめなさいというふうに言っているわけなんです。

それについて、私が調べた範囲よりもっと広い範囲で下水道当局は調べておると思いますので、その他の方もあれば、いや福生市と同じようなことをやっているのは武蔵村山、これは、武蔵村山は基地の下水につなぐからこれは必要なんだよね。その他もろもろいっぱいあるということであれば、それはぜひ参考にお聞かせいただきたいと思えます。別にそれをもって納得するとか何とかじゃなくて、ぜひ私の調べる範囲がなかなか条例集がありませんので、狭い範囲ですけれども、もしあればお聞かせいただきたいと思えます。

それから軽自動車税についてなんですけれども、これは不均一課税ですね、皆さんの言うところの不均一課税、私は大減免というふうに言っているわけですが、表現の違いはあるかもしれませんが、中止できないと思うというところで、これは合同委員会。そうしますと市長、どうですか、日米合同委員会、これはもう四年も前に決まった形になっているわけなので、これを改定しろということを要求する考えをお持ちかどうか。また、こうしたものは改定しろということじゃなくて、こういうものはもうやめていただきたいんだというくらいのことを言っていただきたいなと思うんですが、そういう考えはお持ちなのかどうか。

日米合同委員会の取り決め方は、一地方自治体ではこれは難しくできないんだというんじゃないんです。現に立川でもこういう条例じゃないことをつくりました。あの三沢でも、一時こういう条例じゃない、ちゃんとした市民と同じものをつくったわけですよ。だからできないんじゃないんです。やらないんです。私に言わせれば、そういうことだと思うんですよ。そういう点では、できないということではないんです。やらないんです。もう一度やる考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

それから、もうちょっとお聞きしたいんですが、この条例を持っておるのは多分この横田周辺では福生市と武蔵村山市だと思うんですね。そうしますと羽村町はこの条例がないんだな。しかし、羽村の行政区域にはそれ相当の軍人軍属が住んでおられるわけですよ。そうすると、基地の中で、例えば基地交付金の算定対象になる資産というところだと、行政区域で明確にこれを分けられているんですね。ところが、その上に住んでいる人間の扱いになると、途端に超法規的な適用になってしまつて、羽村の行政区域の軍人軍属でも構わずこの福生市で徴収できる、徴収している——していると思うんですね、現に。そういうことはどういう関係でこれができるのか。微々たる金額だからそれがどっちで徴収しようと、確かに財源的な問題のどうのこうのじゃなくて、しかし、考え方としてそういうことは逆に言えば、あそこ西住宅地域のあるそこに住んでいる五百世帯からの人たちは、一切軽自動車税の対象となり得るものは所有してないというならば別ですけども、そういう状況にあるのかどうなのか。

聞くところによりますと、明らかに羽村だということに言ってきた。しかし、羽村にそういうものを羽村で徴収してくれないかと言ったら、条例がないのでやれないんだということとかでかわいそうかどうか、同情的な配慮から福生で徴収したという事例はないということではない。あつたというふうに私は聞いているんですね。そういうことがやり得るのかどうなのか。本人が羽村だということに言っている場合でも。しかし、羽村に本人が言う、言わないにかかわらず、当該行政区域で分けられるべきだと思うんですが、その辺についてのお考えをひとつお聞かせいただきたいと思っています。

それから、不均一課税をやめないということですから、もうちょっとお聞きしたいんですが、今四百五十台ぐらいですかね、税額にすれば不均一課税をしているために四十五万かそこらだと思ふんですが、こうしたものを徴収するために、いまだにまだ基地内での台数が多かった時代ならともかく、基地内に出張してこの納税業務を行っていると思うんですね。もう今年度もおやりになりましたかどうかわかりませんが、なぜ、こんなことはやらないんですか。基地の軍人軍属たちは、この軽自動車税の税金を納めなきゃ乗れないという方式になっているわけでしょう。だとすれば、福生の市役所に当然来て、税額、その証紙発行になるんでしょうけれども、やるのが当たり前じゃないですか。やっている制度からいけば取りっぱぐれはないわけで、それなのに、わざわざ出向いて行っているというのはどういうことなんですかね。これは昔ならわかるんだよ、確かに数が多かった時代なら。

四百五十台に対して税額四十五万ぐらいになつちやつて、サービスしてやっていたら、それでも、こうやって今日までやっているんですけれども、こういうのは今年度はもうやりましたかね。やっぱり改めるべきだと思うんですけれども、どうなのかね。

それから、次の市長は不均一課税をやめないというわけですから、そうすると不足分の税額は幾らになっているのか、六十二年度。それは、どういう形できちっと補てんされているのか。どっちですか、基地の調整交付金の方ですか。地方交付税の算定というのは確かにわかるんですよ、それは税額不足は、地方交付税というから、これは。しかし、ごちゃまぜだわね。軽自動車税分の不均一課税分の補てんはこれだというものの補てんは、現実にとどのようなものであり得るのか。その辺について。（「地方交付税もごちゃまぜ……」と呼ぶ者あり）うるさいな、あんたに聞いているんじゃない。やれそうかな。（「簡単にやれ」「何を聞いているんだかわからない」と呼ぶ者あり）いいの、あんたにわからなくなつたつて。

次に、市街地上空飛行の問題ですけども、従来の進め方でやりたいということなんですけれども、一つまたここで若干よりよい方法で考えたいということですので、多少従来と変わるのかなという気がするんですけれども、そこでお聞きしたいんですけれども、公害の観点からのこの飛行騒音測定をする考え、そうしたものを持っておられるのかどうかということだけ、ひとつお聞かせいただきたいと思っています。

従来はそうじゃないんですね。公害の観点からの騒音測定じゃないということに言っているわけですね。公害の観点からの騒音測定をする必要があるわけですね。当然、公害観点からやるべきだと思うんですね。それは例規集を見ましても、渉外担当は公害調査を除くというふうに言っている。公害係の方は、公害対策、公害防止その他ずっと述べて、だから、従来やっておられる調査も、公害の観点から本来はやらざるを得ないんだけれども、しかしどうもそうじゃないんだな。だから、その点では今後公害観点からのそういう点であるとか、それから、再度念を押してお聞きしたいんですけれども、データの公表、これについては、やらないというふうに言っておられるわけですけども、そういうふうに解釈してよろしいんですか。

私は、やっぱり市民の方に向きましては当然データの公表は、行政側としてやるべきだというふうに思います。そうでないと、市民は知ることができないわけですが、再度、この問題については、従来の進め方ということを書いて

おられるわけですが、確認の意味も含めまして、データの公表についてはどうなのか、そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

それからE2Cとブルーインパルスについては、六市町でE2Cでは連名でやっていくと、それから、ブルーインパルスにつきましては判決を尊重していく、これはそのようにしてやっていくと、これは、こういう答弁は初めてだと思えます。

しかし、もう一つ言っておきたいのは、E2Cの中止要請をする場合でも、例えば昨年はこんなことがあったんですよね。日米親善友好祭が九月の初めに行われましたけれども、それを挟んでE2Cの訓練があったんですけれども、そうすると前の市長さんは抗議はするわ、日米親善友好祭には御招待されて行くわ、一週間ぐらいの間にそれを何回か繰返してやる。そんなことがあったんです。やっぱり抗議をするというなら本当にまじめに真剣にやっていただきたい。これは、今後具体的に起こったときに、どうやっていくかということになると思いますが、ちゃんとやっていただきたいと思います。

それからブルーインパルスについては、横田の方にしても防衛庁にしても、そう簡単に再開するということは難しい状況になってきていると思いますが、しかし、絶対そういうことを許さないという、判決を尊重する立場でやっていただきたいと思います。

それから、消防協定につきましてですが、協定には団員も含まれているので、私は、団員も含まれているのでこの場で聞くんですね。それで、もうちょっとお聞きしたいんですけれども、国会でのやりとりがこの問題でありました。当然、皆さんも国会でのやりとりの議事録は持っていると思いますが、この中ではっきりしてきたのは、こういうふうに言っていると思うんですね。東京消防庁と横田基地との責任者の間で、この協定が近々解除される。これは四月の二十六日の時点ですかね。その改定に際しまして、いわば附属文書と申しますか、細目の中で覚書の形でそういった立入調査に関する事項も盛り込むようにするということを、私どもの方としては東京消防庁からも聞いておるわけでございます。これは矢野消防庁長官が言っていますね。

ということなので、この立入調査に関する事項もこういう覚書の形で挿入されたというような確認は事務局でされているのかどうか。確認されているとすれば、そういう文書は手元にあるのかどうか、メモにしても何でもあるの

か。その点、ひとつこの際、はっきりしていただきたいと思います。

それから、その文書が出せないというのは大変不当なことだと思うんですね。これは東京消防庁との間の文書だけじゃないんだよね。もうお読みになっているからわかると思うんですね。これにはあれでしょう、この協定に定める東京消防庁には、次の八市町も含むものとするというふうになっているんですよ。だから、東京消防庁があって行政側が別にあるんじゃないんだ。東京消防庁には八市町も含むものとするというふうになってあって、昭島、秋川、青梅、立川、羽村、福生、瑞穂、武蔵村山となっているわけですね。だから、こういう文書が何も東京消防庁との間だから出せないとか、東京消防庁にお伺いしなければ出せないとか、そんな文書でも何でもないわけじゃない。

もうちょっとまじめにこの問題を考えるならば、こういうものは、かつて議会にも出したことがあるんじゃないかな。昔は出したけれど、だんだんだんだん出さなくなっちゃったというのは、何か担当の方で、これについて出したくないという理由でもおありなのかな。（「そうなんだよ」と呼ぶ者あり）出したくない理由というのがおありなのかな、その点、あるなら聞かせてくださいよ。私は正直言います、この文書を持っていますよ。別に出さないというところからもらったわけじゃなくて、出していただけたところからもらったわけですね。（「持っているんじゃない」と呼ぶ者あり）いや、それは皆さんにもお配りしないと言っているんです。（「要らない、要らない」と呼ぶ者あり）

これを見ますと大変、だから問題なんだよな。だから一方的に応援をされて、これによって生ずる損失、死亡、負傷、そうしたものについては一切請求しないということになっているわけですよ。これは、いわゆる行政区域ごと、各地方自治体同士の間ならそれは相互の協定だからそれでいいでしょう。羽村町との間、昭島市との間、そういう間であればね。しかし、相手は今までもいろいろ言っているように、超法規的な存在なんです。消防法の適用も及ばない地域なんです。それで何があるかわからんわけですよ。それを抜く道として消防団の消防活動をするときにはちゃんと教えますよというふうになっているんです。しかし、それも現場に行きって教えられたってどうにもこうにもなるものじゃないんです。だから、国会でも議論になったように立入調査の問題というのが出たわけですよ。この点について、そういう大変危険な状況に福生市の消防団員の皆さんが派遣される可能性があるわけですよ。こ

ういう協定は何にもなければ確かにいいんですよ。しかし、これは万々が一のあった場合のことを考えて基地が結びたいんですよ。だから、そういう状況にあるわけです。ということになると、大規模な基地内での災害ということになると思ふんですね。それは想定できないような状況もあり得ると思ふんですね。そのための協定が存在しているわけです。

そのときに、消防団員が闇雲に何も知らずにそういう所にやらされてしまうというところに、私は大変恐ろしさを感じているわけで、だから、前の市長にもそういうことでは、ちゃんと意見を申し上げなさいということをつら、いや、これでいいんだということ、これ、結構だといって四月の何日かに返答を出して結んじやったんだね。しかし、まだこれは二年ごとに見直しもすることもできるので、そういうことを当然やっていただいたいと思ふんですけども、その点で、大変こういう危険な状況にあるので、私は市長にはぜひこの件については考えていただきたいと思っています。その点でお聞かせいただきたいと思っています。

それから営外居住につきましては、一つお聞きしたいんですが、把握していききたいと。一つは、私が申し上げましたように、実態の把握と同時に、現在いろいろな問題が起きているわけですよ。例えば一台の駐車場に遊びに来たのかどうか知りませんが、二台の車を突っ込んで道路に車が半分はみ出しているとか、夜の夜中に大騒ぎしている、どうにかしてくれ、MPに、——憲兵隊に電話しても一向にちが明かんとすることが、現実にはやっぱりあるわけですよ。だから、そういうものに対してちゃんと対処していく、そういう点でのルートというのを確立していただきたいんですよ。

そうしないと、幾ら憲兵隊に言たって、これは来なきゃ何にもならないわけで、ただ窓口は開いていますけれども、対応はしないというのでは何の役にも立たないわけで、そういう点では、ちゃんと司令官につぶさに対応していただきたい。問題が起きているのは夜中なんですよ、夜間なんですよ。余り真っ昼間は起きないんだ。だから、そういう点でお聞かせいただきたいと思っています。（「日本の警察があるだろう」と呼ぶ者あり）警察もだめなんですよ。警察も憲兵隊に言ってくれと、そうなんちゃうんですよ。

それから、もう一つは実態把握の問題なんですけれども、中間発表をしてくださいよ。この実態把握をどこまでしているのか。これは私の質問じゃないんだけど、昨年の十二月議会に遠藤議員だったですね、実態把握をしますと、

これは、かなり前田村市長は明確に答弁したんだ。珍しいことですね、実態把握やりますという答弁をしたんだ。それから半年過ぎていゝんです。だから、全部実態把握ができてないと思いますけれども、中間発表、今日までの時点ですべてしてください。実態把握の中間発表をやってください。

それで、現在どこまでいゝているのかね、この実態把握、目標としているところに対しての進捗状況、どのくらいになっているのか。それから現在の営外居住者、何名ぐらいいるのか、ついでに当然実態把握に着手していれば、もう当然この数字ははっきりしていると思いますので、少なくとも議会では八七年の四月一日時点の発表しかありませんので、今日の時点の営外居住者の人数、そういった点等もお調べになっていると思いますので、お聞かせいただきたいと思っています。

それから基地交付金について、法の定めるところによりということ、細部については研究していきたいと。研究していただきたいと思っています。もちろん増額運動もやっていただきたいと思っています。

しかし、この問題はもう今始まったことじゃないんですよ。もう今までも何度も再三再四そのモデルケースについてやりなさいと、やると言うけれども、なかなか一向に進まん。確かにそうなんです。市長がやりなさいという形で、ちゃんと担当者に言わなきゃ担当者はやりませんよ。結構そんな簡単に一晩や二晩でやれるものじゃないわけだから、いろいろ試算するとすればね。だから、市長がちゃんと、もし研究していききたいということであれば、ぜひこのモデルケースについても、いろいろ幾つかの例を挙げて、基地交付金はどういうふうにあらなきゃならないのかということについての福生市案というものをつくっていただきたいと思ふんです。それについてはちゃんと市長が命令を出して保障しなければ、これは担当者等ができませんので、その辺についてどういうふうにお考えになつておられるのか。

その上で、もう一つ申し上げておきたいのは、基地の資産とか評価の問題、そうしたものと、それからドル資産の問題、住民税の問題、こうしたことは今までの議会ですと、それはもう全然調べようがないんだという形になってきたんですね。決して私はそうじゃないと思ふんですよ。現実にも今までも例えば三沢市なんかでも相模原市なんかでも、それなりに努力して、それは十分正確かという、日本人の税金を補足するようなほどの正確さはないと思ふんですけれども、やっているんですよ。これはもう大分以前の話ですよ、もう。だから福生市がやれないなんていうこと

だけを百万遍繰り返してもしようがないと思うので、これはいろいろ研究してやっていただきたいと思うんです。そうしないと実態は明らかになりませんね。ドル資産、所得、そうしたものの。その辺について確かに困難はあるかと思いますが、その辺ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。その辺まで踏み込んで研究をしていくような考えがあるのかどうか。

それから非核都市宣言についてですけれども、新たな宣言は必要ないというふうに従来の方もおっしゃっておりますが、また今回の市長さんもおっしゃいます。

そうしますと、この四十五年の世界平和宣言ですか、それと五十六年の非核決議ですか、これ二つ足せば非核都市宣言と同じだというふうに考えておられるんですか。（「それで十分だ」と呼ぶ者あり）それとも、十分だという声がありましたけれども、同じだというふうに考えておられるんですか、その辺についてもう一度お聞かせいただきたいと思ひます。

それと関連するんですが、この平和祈念事業の問題があるんですけれども、共催で平和祈念事業はやる。パートナーは世界連邦建設同盟福生支部だ、ただ宣伝は広報でやるということ、これはちょっと新しくなりましたけれども。三月議会のときに、この世界連邦建設同盟の支部長さんはだれかと言ったら、田村市郎さんだと、事務局はだれかと聞いたら山崎繁三郎さんだと発表がありました。（「いいじゃないの」と呼ぶ者あり）田村さんは御承知、自民党の都議会議員でございますね。山崎さんは、この方の秘書みたいなことをやっている方でございます。しかも、今回の市長選挙では、田村市郎さんは石川さんの責任者を務めたというふうに聞いておるんですけれども、そうだと思うんですね。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そのとおりだということだから間違いないでしょう。

そうしますと、こうした方に共催をやるというなら、市長のポケットマネーでやるような共催事業ならそれでもいいでしょう。しかし、これは公金を使ってやるんだね。税金を使ってやるんですわ。だとすれば、もうちょっと胸を広げて、広く私はやるべきだというふうに思うわけです。私がここで言っているのは、何も世界連邦建設同盟福生支部を排除しろというふうに言っているんじゃないんですよ。この福生支部だけに限定するなというふうに言っているんです。この平和の問題については、個人であろうと労働組合であろうと住民運動の団体であろうと、やはりすべて参加希望する者には参加の道を開きなさい。そうしなければ、たとえこうした催しをやってても極めて狭いものになっ

てしまうでしょう。

だから、この際、私、市長がかわりましたので、ぜひこういう点では、もっと広い気持ちでこういう問題には取り組んでいただきたいと思ひます。せっかく初めて予算計上いたしましたけれども、これに共催は、もうパートナーは世界連邦福生支部だけだというふうにこだわるんでは、余りにもこれは情けないと思うんです。そういう点ではひとつここでもっと広い気持ちでやっていくんだと、参加する者に対しての実行委員会方式とか、そういう形になるかと思ひますが、そういう方法でやっていくんだと、そういう考えを考え直していただきたいということをお聞きしたいと思ひます。

以上でございます。よろしく願ひいたします。

○議長（村尾栄次君） 十一時十五分まで休憩いたします。

午前十一時一分 休憩

午前十一時十六分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（石川彌八郎君） それでは自席からお許しをいただきまして、先ほどの松山議員の質問に対しまして答弁をさせていただきます。

基地の問題について一から七番までございますし、また非核都市宣言あるいは平和祈念事業といったようなことでございますし、そういったようなことでございますが、まず基地というものに対する認識についてということではないかと思うんですが、確かに先ほどの松山議員の話ですと、元町長・市長の石川常太郎さん、あるいは前市長の田村匡雄さんと、基地に対する認識については変わっておりません。

先ほど松山議員さんが言われるには、何かもっと基地について今度は近づいたんではないかといったような認識があると、こういったようなお話のようでございますが、もちろん基地というものが存在しておるといったような前提で物事を考えますと、ただこのままでいいのかと、むしろやはり基地を活用した方がよろしいんではないかと、そういったような意向が入っておるために、近づいたといったような認識におとりになられたのではないかと思ひます。

確かに先ほど私が選挙中に話したようなことをつぶさに伺いまして、何か一カ月前を懐かしく思い出したように気持ちに（笑声）なりました。確かにああいうふうなことは申しました。ともかく基地という認識もさることながら、そこにおります、この間も遠藤議員との話もありましたけれども、あの場合には米国人ということになりますけれども、それがやっぱり何らかの形の交流を図るといったようなことが必要であると、そういったような意味合いのことでありまして、前の市長さんに比べて近づいたとか遠のいたとかといったようなことよりも、認識としては同じようにとらえていただきたいと思います。

それから、下水道の問題とか、あるいは軽自動車の問題等その他もろもろでございますけれども、これは担当部長の方から答弁をいたします。

実際問題として、やはり私も御承知のように、まだ一カ月たっておりませんわけでして、目下勉強中ということでございますが、そういった意味で担当部長の方からやっていたらいいと思います。

それから非核都市宣言についてということなんですけれども、これは私は、やはり改めてそれをする必要が果たしてあるかどうかと、そんな気がします。この世界平和都市宣言も戦争防止、原水爆の脅威から人類を守り、人類永遠の平和を確立するために努力する旨の宣言がなされておりますというふうなことでありますので、あるいはまた非核三原則堅持に関する意見書も可決されておりますことから、新たな宣言の必要が果たしてあるか、ないか。既にやっておるわけですから、改めてはよろしいんではないか、こんなような認識に立っております。

それから、先ほど世界連邦というお話がございましたが、確かに世界連邦の会長は、自民党の支部長がやっておるということは事実でありますけれども、自民党の支部長が世界連邦の会長をやっているということではなくして、世界連邦の会長がたまたま自民党の支部長であったと、こういうことだと思えます。これは極めて作爲的なものでも何でもございまして、たまたまそうなったと、これは自然にとらえていただきたい。私はそう思います。

何ていいますか、いわゆるイデオロギーを超越したいいわゆる平和とかそういったようなものはそういったものでありまして、そういったようなことから、いわゆる自民党の支部長の充て職とか何とかというのじゃございませんで、たまたまそういうことになっておるといふような認識でございます。ですから、そういった意味で、純粹な意味でやっぱりこの世界連邦建設同盟福生支部というのがあられるわけでありまして、このままでよろしいんではないか、

こんなふうな認識に立っております。

あと、細部につきましてでもよろしくございますけれども、それでは、そちらの方は担当部長の方に答弁させますので、よろしく願いたいと思います。

○教育次長（古谷正夫君） 給食の問題について御答弁させていただきます。

審議会の設置の時期でございますけれども、仲村議員さんに御答弁申し上げたとおりでございますが、六十四年度の当初予算に予算計上させていただきたいというふうに考えております。

それから、時期を早めるというふうな問題を質疑されておるわけでございますけれども、重要な問題でございますので慎重に検討させていただいておるところでございます。

次に女性の参加でございますけれども、現在、検討いたしておりますのは構成人員とか、それから条例化に伴います条文等検討している最中でございますので、その点で御理解のほど、よろしく願ひ申し上げます。以上でございます。

○建設部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきましたしまして、基地問題に関連をいたしまして、下水道料金の減免の関係で四点ほど御質問いただいております。

一つは、この下水道条例の二条二項の中で、下水道だけで単独で利用しているのがあるかどうかと、そういうことでございますが、特に単独というものはございません。共同使用というふうなことで、これは水道は水道として条例が整備されておりますし、それから下水は下水というふうな形で整備されておるものでございますので、それぞれで運用についてはやっておるということでございます。

それから、この共同使用した中で、現在四十三件ほど市民を対象にしているこういった制度の活用があるあるわけでございますが、その事業所と、それから住宅だけで利用しているその内訳がわかるかということでございますが、特に水道の方が大体中心になりましたりしております。水道の方の給水条例等を見ますと共同住宅と、そういうふうな規定がございまして、それに基づいて申請主義でやっておる、そういうふうなことでございます。特に事業所分につきましては、当然その事業所の中にある住宅、そういったものについてはメーターが別になっておると、それがほとんどじゃないかと思えます。ただ一般の商店なんかの場合、これが言葉をかえれば事業所と言えるわけでござ

います、これらについては共同で一つの利用をしているわけですが、これについては特に今の共同使用の適用はないんじゃないかなと思います。

それから一日の最大排水量が三千七百十立米を超えた日が何日かあるんじゃないか。昨年の実績の中でのとらえ方でございますが、確かに三千七百十立米を超えている日が三日ほどございました。

しかし、基地の都市計画、いわゆる流域下水道の処理上で把握しております計画水量、これは五千立米を超えている計画になってございました。そんなことで、当面は実態としては差し支えないわけですが、協定でございまして、それから、この問題については特に局の方からも若干超えるのという形での協議が来てございますので、今まだ改善がすべて終わっていると、そういう状況じゃないかと思いますが、もう少し様子を見ながら、その上で局の方と協議をしていきたい、そのように考えております。

それからもう一点、この条例の二条二項の規定が他市にあるかと、そういう御質問でございしますが、これにつきましては、準則等によりましてそういった規定があるわけですが、御指摘がありましたように、市によってはそういうふうな一応規定が明文化せずに運用されておると、そういうところもあるようでございますが、私の方で把握している中では七つの市がこの準則等に基づきます共同使用に対する規定がされておると、そういうふうに理解をしております。以上でございます。

○企画財政部長（内田和雄君） 軽自動車の不均一課税について何点か御質問がございましたので、私の方から御答弁申し上げます。

まず、この不均一課税について日米合同委員会等に申し入れをしないかというような御質問が一点ございましたが、これは国と国とのレベルの問題でありますので、当然これは東京都等と同じ形でやっているわけですが、今後、都等とも一応御相談申し上げながら進めてみたいと思いますが、非常に合同委員会で決められているということでございますので、難しい点はあるかと、かように思います。

それから、あと三沢等で不均一課税をしたことがあるんじゃないかということですが、一応調査をいたしました、現在では不均一課税で全部やっているようでございます。

それから、あと徴収するために横田基地に職員を出張させているというようなことなんですが、私の方も一〇〇％

徴収というようなことになりまして、ここでもたしか二日ほど今職員が行っていますが、ここで一〇〇％徴収ができるということで行っておりますので、この方法が現在ではいいんじゃないかと思っております。これからこのような形で徴収をしてみたいと、かように思っております。

それから、不均一課税による差額ですが、大体七十万ぐらいではないかなというふうに見ております。これらについては、特別交付税等の計算基礎等には入っているようでございますので、よろしく願います。

それから、あと羽村町に居住しているアメリカ人の方で軽自動車を持った人がいるんじゃないかというようなことでございますが、現状では武蔵村山分を除いては福生の方で全部課税しております。また、これが羽村町の方で、何かこの点について申し入れ等があれば、また検討してみたいとは思いますが、お聞きするところによると、羽村町には現在条例もつくっていないというようなことでございます。今のところ、なかなか基地の中の居住者がどこにいるかというのは非常に私どもつかみづらい点もありますし、一応横田基地というようにことで登録をされている方が多いようでございますので、武蔵村山市を除いては当市が課税しているというのが現状でございます。

以上でございますが、よろしく願います。

○市民部長（小野光朗君） それでは引き続きまして基地問題についてのうちの市街地上空の飛行騒音の三番目と五番目の消防協定、それと基地外居住の軍人、軍属の対策につきまして市長の補足答弁をさせていただきます。

まず現在リサイクルセンターの中でやっております調査の報告について、公害の観点から市民に対して公表しないかということでございますけれども、現在、いろいろと議会等での御質問等もいただいておりますし、また事務報告書というふうなものが作成されましたと公開されているという解釈で私たちはとっております。

それから、あと引き続きまして五番目の消防協定でございますけれども、立ち入り等については、水利等の内容等について消防の方で調べられるということは聞いておりますけれども、それが覚書になっているということについては、私の方では承知しておりません。

それから、この協定についての文書の提出でございますけれども、過去にあったということでございますけれども、これらについてはちょっと今私の方で承知しておりませんので何とも答えられないんですけれども、内容につきましては、従前と内容というところで変わらないということでございますので、これはあくまで消防庁と横田基地と

の関係ということで御理解いただきたいと思ひます。

それから、現在、団員等について非常に危険ではないかということでございますけれども、これにつきましては、当然協定書の中で、まず基地の消防が対応するのはもちろんですし、消防団につきましては、やはり消防団の装備の内容、能力等がございますので、消防署長等においてそういうふうなことは十分把握して、安全を十分に配慮して消防活動が行われるんじゃないかと思ひますので、現在ではこれで大丈夫だと思っております。

それから次に、基地の外人の営外居住の把握でございますけれども、現在、昨年四月に七百八十三人ということを御答弁申し上げましたんですけれども、現在、国というのは防衛施設庁でございますけれども、ハウジング協会というのが横田基地にあるんだそうでございますけれども、そちらとの間で交渉中でございます。これらの内容につきましても、なかなかプライバシーの問題もありまして難しいんでございますけれども、防衛施設庁の方では、近いうちに何か調査をもうちょっと確認していきたいというふうな御答弁をいただいております。以上でございます。（「それでおしまいなの」と呼ぶ者あり）

○十一番（松山 清君） 何ていおうか、もうちょっと物事をちゃんと聞いて、またまじめにと言ったら語弊がありますが、すけれども、少なくとも普通には答えていただきたいなというふうに思っております。

再質問させていただきます。

まず給食の方なんですけれども、六十四年度の当初予算に計上するというようなことにつきましては、これはまあ私も前に質問がありまして、そこに答弁がありましたからわかるわけです。だから、そういうことではなくて、委員会を決めてから一年もかかるような、遅々として進まぬようなことはよくないと思うので、そういう点ではできるだけ早く発足をさせていただきたいということなんです。そのことについては、ここではそれだけ強く申し述べさせていただきます。

それから諮問機関のことで、私は具体的に、だから女性の参加、いわゆる特に主婦の参加ができるようなものをきちんとやはり条文上にうたうような、少なくともそうしたものが必要だろうと考えているんですが、そういうことについてはどうなんですか、考えないんですか。何か考えるとも考えないとも、そのことについては何も無いような気がするんですけれども、ぜひ私は考えていただきたいと思ひます。女性として参加できるようなもの。いわゆるPT

A会長とか、そういうことではなくて、女性、特に主婦の方が参加できるようなものを、いわゆるちゃんと道を開いていただきたいなと思ひているんですけれども、どうでしょうか、教育委員会の方から。そのことだけ一つだけ。

それから下水についてなんですけれども、二条二項につきまして、結局、水道料金を徴収する上で、水道とリンクしてないものは何もないということだと思ひますね、いわゆる基地以外はないと思ひますね。結局、準則はあるけれども、他市でもそうした二条二項に相当するようなものを明文化しなくても準用してやれるわけです。言ってみれば、この問題。基地に対する下水道料金を個々に小口扱いにするということについては。

だから、当市は、これは明文化しなきゃならないという理由は、基地に小口扱いをしてあげなきゃならないから、どうしてもこの二条二項を明文化しなきゃならないという理由。だから、これは市民にとっては何の役にも立たん条例だというふうに私は思ひます。役に立たんどころか三千二百万もおまけするような条例になっちゃうわけです。これがなくとも他市は準用して十分やっていけるわけです。そういう点だけ、ひとつはっきりしたと思ひます。

それから事業所の中に存在するというのは、この問題についてお聞きしても、やはりさっぱり答えが出てこないというふうに率直に思ひます。というのは、結局この二条二項というのは、下水道当局から見ても、極端な話があってもなくてもいいような存在になっちゃっているからそうなんだと思ひます。これだけはっきりうたっている人が四十三件あるけれども、じゃあその中身はということに余りきちんと分類されているようにも思ひないんですが、分類されていれば共同住宅何件、事業所何件、当然条例にそうなっているんですから、私は、共同住宅何件ですか、それから事業所は何件ですかというふうにお聞きしているんですが、それはわかるんだと思ひます。私が思ひ違いをしているのかもしれない。わかるのかもしれない。教えてください。事業所と共同住宅。

それから基地の協定で三千七百十立方メートルに最大排出量がなっているんですね。私がやっぱり心配したように、これをオーバーしちゃったらしいのが、部長の答弁では三日ほどあったわけですね。現実にあったわけでしょう。あったで済まないと思ひます。だから最初、最大排出量は何のためにこれはお決めたんですか。三千七百十立方メートルだよ、市の最大排出量は。あったじゃ済まんと思ひます。私は、何のために、そんな協定なんか、じゃああってもなくても同じじゃないかね。一日なら許せるのか、三日ならこれをオーバーしても許せるのか、四日

なら許せるのか、じゃあ一カ月なら許せるのか、半年なら許せるのか。冗談じゃないでしょう。だってオーバーしたんだから、なぜそのときにストップかけないんでしょう。

いついつオーバーしたんですか、これ三日、一日じゃない、例外的じゃないと思うんだな。毎日測定しているのかどうか知らんけれど、しかし、三日もあったということは、私はやっぱり問題だと思います。だから考えが甘いんですよ。こういう問題について。三日もこの三千七百十方メートルをオーバーした日があったにもかかわらず、その対応は遅々としてやってない、やらないわけでしょう。どうするんですか、これは。今後はオーバーしないというふうな確約でもされているんですか、その辺についてどう思いますかね。

事務当局も何もやらんということではないと思いますけれども、それぞれやっておるような話も出てましたけれども、局の方とも協議したい。どうなんですかね、私はこれは大変心配してたんですけれども、やっぱりとうとうオーバーしたかという気もするので、これは極端な話がオーバーした分は流されちゃ困るんだよね、市の公共下水道に、オーバーした分は流域下水道の方にも流されちゃ困るんですよ。そのためにわざわざうったったんでしょう。それにもかかわらずちゃらっと三日オーバーしましたといって、それで済むものですか、これは。基準に対してどんなに厳しい態度をとりましたか、このオーバーした分について。その辺についてはっきりしてくださいよ。

冗談じゃないですよ、三日間もオーバー、三日間もこんなに大量の汚水がオーバーして流されているのに。お金をもらっているからいいというものではないでしょう。そのお金だって三千二百万も、これはまけているんだと、私は再三再四指摘しているんです。それも直さん。三日もオーバーしている。やられほうだいされほうだいじゃないですか、これじゃあ、基地にとって。（「簡単にやれ」と呼ぶ者あり）はっきりしてくださいよ、どうするのかね。

それから軽自動車税につきましては、合同委員会の申し入れ、これは当然やらにゃあいかんわけですよ。今までも余りさっぱりやってこられてないとは言いませんけれども、都と衝突しながら合同委員会に申し入れてくださいよ。これは窓口がどこになるかわかりませんが、だから、いずれにしても、これはこんな不均一課税をやめていたいただきたいということを大前提に申し入れてもらいたいです。

それから、この行政区域が違っているのも課税できるのかということについて何も答弁がないんですね。可能性はあるんでしょう。行政区域が違っているのも課税しちゃっている。羽村には条例がないんだから、だから、いわゆる西住

宅地域にしましても羽村に相当する行政区域の住宅はたくさんあるでしょう。あそこに住んでおられる方も含めて、どなたも軽自動車を持っておられないのかというふうに聞いたんですね。持っておられないんなら確かに課税をする必要もないんだけど、そうは考えられないと私は思うんですね。

ましてや基地交付金の算定には行政区域は厳然と存在しているわけですよ、この場合は。基地交付金を算定する場合には、財産ということ。ところが、一方その上に住んでいる人間になると途端にそういうものが何もなくなってしまうって、もう超法規的などうでもいいんだということになってしまっているのかどうか。何か根拠法はあるんですか、ちょっと教えていただきたい。いわゆる武蔵村山を除いて全部福生が課税している。そうすると、ここには羽村分も含まれて課税しちゃっていると思うんですが、それができるという何か根拠法があるんだと思うんですね、やっているんだから。それについて、私は先にお聞きしたいんです。

それから基地内で課税の方法は出張してやっておられますけれども、これは一〇〇%、二日ほど行けば入る。必ずしも一〇〇%入らないんだよね、九九・何%、随時分は当然あるわけでしょう。だから、それは一〇〇%に近いかもしらんけれど、しかし、逆に言えば、基地内に行かなかったら一〇〇%入りませんか、基地内に徴収に行かなかったら。どうもそういうふうなことを私に言っているんじゃないんですかね。基地内に行けば一〇〇%とれるけれども、基地内に行かなければ一〇〇%とれないんだと言わなければかりの答弁だったじゃないですか。

よくあれでしょう、だから納税しなきゃ乗れないというふうには私は聞いていますけれども、それとも納税しなくても米軍は乗れる状況になっているんですか。

今までの答弁では、納税しなければ乗れないシステムだというふうになっていたんじゃないんですか。でも、それじゃあ違うんですか。乗るためには納税しなければ乗れないシステムなら当然福生の窓口にだって来なきゃしょうがないでしょう。だってたらわざわざ行くことないじゃないですかと私は聞いていますけれども、その辺のシステム、今まで説明してたのどうも違うような感じを受けちゃうんです。今まで説明していたことは間違いないと思いますけれども、だから、そういうばかなサービスは——失礼しました——過剰なサービスはやめるべきだと私は思うんですけれども、今のとおりやっていくと。じゃあ、やっていかなければ一〇〇%納税はできないんですね。そういうふうに考えていいんですか。その点、確認したいと思います。

不足分の税額は七十万ぐらい、これはいろいろな場所で聞きました。これは特交分ですか。特交分に入っている、これは聞きたびに違うんですね。特交分だ、調整交付金だ、地方交付税だ、交付金だとかと、まあ聞きたびに全然そのときによって、もうこのときのあれは違うので、これはもう特交分でよろしいわけですね。特交分で間違いない。特交分でどれぐらい入っているんですか。ちゃんと全部全額特交分で補てんされているというふうに考えるわけですか。その辺について。

それから市街地上空の飛行のそれに関連する問題ですけれども、もう一つについてお聞きしたいんですが、今後、方法をいろいろ考えたいということなのであれなんです。今までも臨時的にはE2Cが来たときには測定した事実二度ほどあるわけですよ。だから、やらないというかたくなな態度では決まてないと思うので、そういう点では、やっぱり今までのことを見ましても、しかし、航空機騒音測定専用の機械ではないので職員がつきっきりということになってしまふので、当然その測定する機器を二百万とも言われておるようでございますけれども、購入すべきだと思ふんです。その点では、ひとつそういう点はお願ひしておきます。

それから小野部長にお伺ひしたいんですが、小野部長は聞きたびに違ってくるんだな。例えばデータの公表についてはやらんと言うわけですから、これは三月の議会では議会報でもって出ているんだから市民にも活用されるんじゃないかと答弁したね。今回は、そういう答弁かなと思つたら、今度は事務報告だというふうに答弁しましたね。さすがに、これは改めたのかなと思ふんですね。また私も議会報なんてもう言つたら、それはちょっと許せないなと思つているんですが、ついでに、前回の議会報でだつて、あなたね、前回の別な方の質問だから私は特に言ひませんでしたけれど、行政側の職員が議会報で出ているからそれを活用してもらえばいいなんてよくも言えたなんて思つてたんですね。今回そういう答弁をしたら私は、どうしようもないけれど、それは事務報告というふうに改めたのかどうか、それを知つて改めたのかどうか知りませんが、事務報告ならそれは確かに事務報告に出ますから行政側の資料ですわね。しかし、ついでにもう一回言つておきますけれども、議会報に出ているなんてどうのこうのなんて決して言うべき問題では私はないと思ひますね、それは行政側の職員が言うべきものじゃないですね。これはついでに取り消しておいた方がいいような気がしますね。今回は事務報告というのが、これだつて不十分ですよ。私が公表しろということについての答えにはなつていないということだけははっきり申し述べておきます。公表しな

さい、してもらいたいということだけ強く述べておきます。これは石川市長が今後考えることだと思ひますけれども、ぜひそういうふうな方向で願ひしたいと思います。

それから問題は、苦情の処理のルート、これは次の営外居住の問題とも関係するんですけれども、きちつと対応してもらいたいと思うんだよね。例えば騒音測定なんかでも苦情がある。しかし、どうしているんですか、その騒音を聞いた、それはどこにフィードバックされているんですか、ちゃんとすぐ今までも対応をやっておりますか。苦情を聞いた、それを使って基地、施設庁なんかには、申し入れはすぐやっておられるのかどうか。やっていると思ひますけれども、その辺、確認しておきます。

それから、次にブルーインパルスの問題ですけれども、じゃあE2Cの問題については、今後そうした問題が起きた時点で、それぞれ市長の対応を見ながら、またいろいろお聞きしたいと思つております。

消防協定につきましては、これはどうしても文書を出せないなんていうものじゃあないんですよ。私が持っているからいいって言っているんじゃないんですね。これは前の文書と同じだからいいというものじゃないんですね。これはやっぱり出してくださいよ。こんなもの何も隠しも何もする必要の文書じゃないんです。しかし、書かれている中身は私は重大だと思つております。先ほども申し上げましたように、消防団員にとって大変重要な内容になっております。

次の質問でお聞きしましたら、その覚書も結局は交わされていないということなんでしよう。国会では、矢野消防庁長官が、そういうふうな東京消防庁がやっているというふうな答弁いたしましたけれども、実際には、この国会答弁、矢野消防庁長官の答弁は事前に守られてないというふうな考えてよろしいわけですか。覚書もしくは口頭了解事項、それに類するものは一切ないというふうな見解なんですか。その辺ちょっともう一度私は確認しようがありません、皆さん方からの聞いている範囲でひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

ないとすれば、大変問題なんですよ。立入調査もやれないということであれば、火事の災害の現場に行つたときに説明を受けたぐらいじゃどうにもならないことは、よく皆さんの方が承知していると思ふんですね。だから、私はそういうこともきちつとされないままに結ばれているというのは問題だと、だから、まさに福生の市民で構成しております消防団員の皆さんを、もう本当に通常の火災じゃない、もっと危険なところに、はいどうぞ行きなさい、じゃ